タムス浦安病院 面会規程

第 1 条（目的）

本規程は、当院に入院している患者の療養生活の質の向上、尊厳の保持、および円滑な退院支援に資するため、患者および家族等による面会に関する必要な事項を定める。

第 2 条（基本方針）

当院は、患者の療養生活の質の向上、家族等との交流および円滑な退院支援を尊重し、感染症の発生状況、患者の病状、治療上の必要性その他正当な理由がある場合を除き、面会を制限しない。

面会を制限する場合は、その理由および期間を明確にし、患者および家族等に十分説明するとともに、必要最小限の範囲で運用する。

第 3 条（全病棟共通の基本ルール）

当院の面会における基本原則および手続きは、以下の通り全病棟共通とする。

1. **予約**：不要とする。
2. **人数制限**：原則として制限は設けない。ただし、室内の混雑状況により一時的に待機を求める場合がある。
3. **年齢制限**：原則として制限は設けない、不織布マスクの着用を推奨。
4. **手続き**：面会者は、必ず 1 階総合受付にて「面会票」に必要事項を記入すること。受付にて交付された「面会者名札」を必ず見えやすい位置に着用の上、病棟へ移動するものとし、退館時は受付または病棟へ返却すること。
5. **体調管理**：発熱、咳嗽、下痢、嘔吐などの症状がある方の面会は一律でお断りする。インフルエンザワクチン・コロナワクチン接種の有無は問わない。
6. **感染対策**：入退室時の手指消毒を徹底し、感染症流行時は院内・病室内では常時不織布マスクを着用すること。
7. **飲食の禁止**：病棟内での飲食は原則禁止とする。
8. **流行期の措置**：院内感染の発生または地域における感染症の流行状況等により、院長が必要と判断した場合は、一時的に面会方法、時間または人数を変更若しくは制限することがある。
9. **重症者の特例**：重症者（看取り等）の面会については、病棟責任者の判断により上記に関わらず例外として柔軟に対応する。

第 4 条（病棟別面会時間）

面会時間は、患者の入院する病棟および環境に応じて、以下の通り定める。

1. **緩和ケア病棟（全室）**
    - 24 時間
2. **回復期リハビリテーション病棟 ・ 地域包括ケア病棟**

- **個室（有料）をご利用の患者**：［ 10:00 ～ 19:00 ］
- **その他（多床室等）の患者**　：［ 14:00 ～ 19:00 ］

第 5 条（病棟別個別遵守事項）

1. **緩和ケア病棟における特例（ペット同伴面会）**
   - 緩和ケア病棟においては、事前に病棟スタッフへ連絡し、承諾を得た場合に限りペットを連れての面会を可能とする。
2. **回復期リハビリテーション病棟 ・ 地域包括ケア病棟における制限**
   - 面会中は、原則として病室から出ないこと。
   - 個室利用者の面会者がトイレを使用する場合は、病室内のトイレを利用すること（多床室等の面会者は院内の指定共有トイレを利用すること）。
   - 長時間同じ空間で過ごす（面会する）場合は、定期的な換気の実施に協力すること。

第 6 条（面会の制限・禁止）

当院は、次のいずれかに該当する場合に、面会を制限又は禁止することがある。

1. **患者本人の意思による場合**
   患者本人が明確かつ安定して特定の者との面会を拒否する意思表示をしている場合。
2. **医学的・治療上の理由がある場合**
   面会が患者の病状、心身の健康に重大な悪影響を及ぼすと医師が医学的に判断した場合、又は治療・看護の遂行に著しい支障を及ぼす場合。
3. **法的根拠・行政上の指示がある場合**
   高齢者虐待防止法第 13 条等の法令に基づき、市町村長等から虐待防止のための面会制限の要請・指示がある場合（虐待を行った養護者等に対する制限を含む）。
4. **院内感染防止上、緊急かつ不可避な場合**
   第 3 条第 8 項に定める院内感染の発生、又は地域における感染症の急激な流行により、全館的または病棟単位での防衛措置が不可避と認められる場合。
5. **医療安全および他患者の療養環境を害する場合**
   面会者が大声を出す、暴力を振るう、他の患者のプライバシーや療養環境を著しく阻害する等、医療安全上の重大な脅威となり、職員の指示に従わない場合。

第 7 条（規定の掲示および見直し）

1. 本規程の内容は、病棟等の見やすい場所に掲示し、患者および家族に周知する。
2. 本規程は、地域の感染状況や医療情勢の変化を踏まえ、定期的に見直しを行う。

附則

本規程は、令和 8 年 6 月 1 日より施行する。

一部改定：令和 8 年 9 月 20 日